

平成30・31年度の保険料率について(検討案)

健康福祉委員会資料
平成29年11月7・8日
健康生きがい部
後期高齢医療制度課

○ 特別対策等なしで算定した場合

【政令どおりの場合の保険料率等】

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	48,400円	6,000円	14.2%
所得割率	9.07%	10.69%	1.62ポイント	17.9%
一人当たり平均保険料額	95,492円	109,184円	13,692円	14.3%

保険料率算定時の設定条件

- 被保険者数は、国の人口推計等をもとに、平成30年度を「152.8万人」、平成31年度を「156.8万人」と推計した。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、過去の伸び率から「1.19%」と推計した。
- 後期高齢者負担率は、過去の伸び率を勘案し「11.24%」とした。
- 調整交付金算定に用いる所得係数は、過去の推移を勘案し、「1.64」と見込んだ。このため、均等割額と所得割額の賦課割合は「37.88：62.12」となる。
- 被保険者の所得は、平成29年6月の確定賦課時点の所得を基とし、所得の伸び率を過去の伸び率から2年間で「-2.6%」とした。
- 国の保険料軽減特例については、現在公表されている見直し内容によった。
- 診療報酬改定は、現時点では見込んでいない。

今後想定される保険料率の増減要因

- 一人当たり医療給付費の伸び
- 診療報酬改定
- 後期高齢者負担率の変更
- 調整交付金算定に用いる所得係数等の変更
- 財政安定化基金の活用・剰余金の繰入れ

○ 特別対策等を継続する場合

【次の特別対策等を継続する場合の保険料率等】

4項目の特別対策	計215億円	区市町村負担金合計 219億円(2か年分)
・葬祭事業	約80億円	
・審査支払手数料	約63億円	
・財政安定化基金拠出金	0億円	
・保険料未収金補填	約72億円	
所得割額独自軽減	約4億円	

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	45,700円	3,300円	7.8%
所得割率	9.07%	9.88%	0.81ポイント	8.9%
一人当たり平均保険料額	95,492円	103,046円	7,554円	7.9%

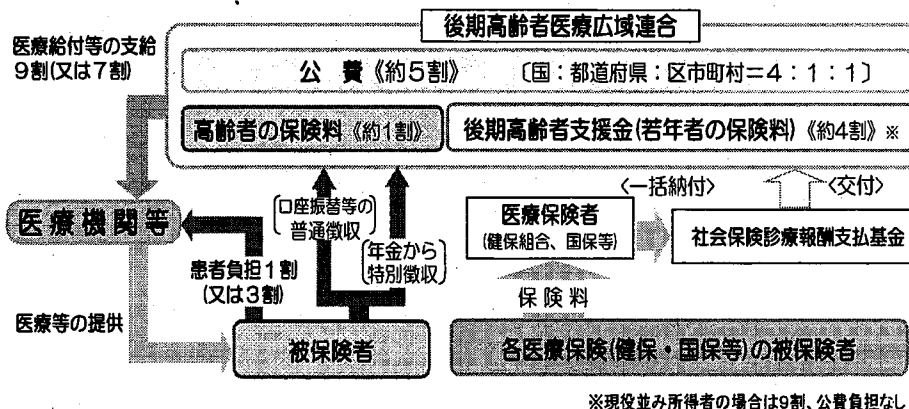
保険料率改定スケジュール

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
事務局	検討案	→			算定案	→		最終案	→	医療委例 改正準備
協議会等		協議会①			協議会②			協議会③		
議会			説明				説明			定例会

後期高齢者医療制度の仕組みと平成28・29年度保険料率等の概要

参考資料

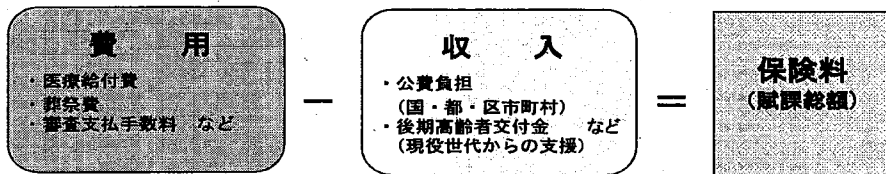
1 後期高齢者医療制度の仕組み



2 費用負担の構成

- 後期高齢者医療の財源構成は、一般の場合は、患者負担(1割)を除き、高齢世代が約1割、現役世代が約4割、公費が約5割となっている。また、現役並み所得者については、患者負担(3割)を除き、高齢世代が約1割、現役世代が約9割となっている。
- 高齢世代の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められており、平成20年度の10%を起点として、人口が減少する現役世代の負担の増加に配慮し、2年ごとに「現役世代人口の減少」による現役世代一人当たりの負担分を、高齢者と現役世代で折半し、段階的に引き上げる仕組みになっている。(平成20・21年度 10.00%→平成28・29年度 10.99%)

3 保険料率の算出方法(2年間の保険財政期間で算出)

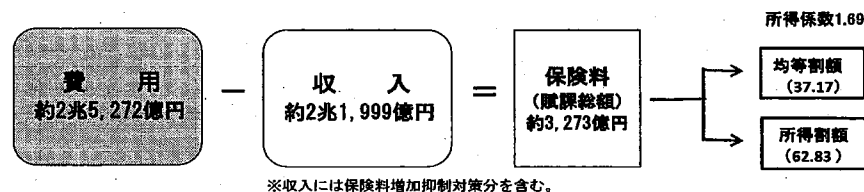


賦課総額を所得係数※により均等割分と所得割分に按分し、均等割額と所得割率を算出

$$\begin{aligned} \text{均等割額} &= \text{均等割分} \div \text{被保険者数見込み} \\ \text{所得割率} &= \text{所得割分} \div \text{総所得金額 (限度額超過分を除く)} \end{aligned}$$

※所得係数
= 当該広域連合の被保険者一人当たりの旧ただし書き所得 / 全国の被保険者一人当たりの旧ただし書き所得

4 平成28・29年度保険料率の算出【2年間】



5 平成28・29年度の保険料率等

	増加抑制対策※の実施			〈参考〉政令どおり(増加抑制対策※を実施せず)	
	平成26・27年度	平成28・29年度	増減	平成28・29年度	増減
均等割額	42,200円	42,400円	200円	46,900円	4,700円
所得割率	8.98%	9.07%	0.09ポイント	10.46%	1.48ポイント
一人当たり平均保険料額 (平成27年11月実績)	96,896円	95,492円	-1,404円	105,839円	8,943円

※増加抑制対策：(1)4項目の特別対策①葬祭事業②審査支払手数料③財政安定化基金拠出金④保険料未収金補填
(2)財政安定化基金の活用 (3)保険料所得割額の独自軽減

<参考>平成28・29年度の保険料率等の比較(厚生労働省資料)

	保険料率(年額・率)		年金収入別の保険料額の例(月額)		
	全国	東京都(順位)	全国	東京都(順位)	
均等割額	45,289円	42,400円(35位)	基礎年金受給者 (年金収入78万円)	377円	350円(32位)
所得割率	9.09%	9.07%(20位)		平均的な 厚生年金受給者 (年金収入188万円)	3,213円
被保険者一人当たり平均保険料額	67,908円	95,492円(1位)			

※厚生労働省資料の平均保険料月額を年額換算した。